

6 郡介第 3822 号
令和 7（2025）年 3 月 6 日

各介護保険サービス事業者 様

郡山市介護保険課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出について（通知）

このことについて、令和 7 年度に介護職員等処遇改善加算を算定する場合には、処遇改善計画書等を事業所の指定権者へ提出する必要があります。

つきましては、下記により計画書等の提出をお願いします。

記

1 対象事業所 令和 7 年度に介護職員等処遇改善加算を算定する事業所

2 提出書類

各種様式は、市ウェブサイトに掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

[ホーム > 健康・福祉 > 介護・高齢社福祉 > 介護保険事業者の方向け > 介護職員等処遇改善加算について](https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/2250.html)

(<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/2250.html>)

No.	提出書類	備考
1	連絡票	必須
2	計画書 （補助金・加算計画書一体化様式（別紙様式 2））	必須
3	キャリアパス要件Ⅰに該当することがわかる書類 （就業規則又は給与規程の写し等）	令和 7 年度から新たに要件を満たすこととなる場合のみ提出 ※前年度から引き続き該当し、内容に変更がない場合は提出不要
4	キャリアパス要件Ⅱに該当する資質向上のための研修計画書 又は資格取得のための支援の実施状況がわかる書類 （任意様式）	
5	キャリアパス要件Ⅲに該当することがわかる書類 （就業規則又は給与規程の写し等）	
6	見える化要件に該当することがわかる書類 （ホームページ又は介護サービス情報公表システムの写し等）	

3 提出期限 令和 7 年 4 月 15 日（火）

4 提出先等

（ 1 ） 提 出 先 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号
郡山市保健福祉部介護保険課管理係

- (2) 提出部数 1 部
(3) 提出方法 メール(kaigo-kanri@city.koriyama.lg.jp)、郵送又は持参

5 その他

- (1) 計画書を作成する際は「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)」(令和7年2月7日付け老発0207第5号厚生労働省老健局長通知)を必ず確認してください。
- (2) 計画書及び計画書の記載内容の根拠となる資料は事業所に保管してください。
- (3) 加算を令和7年4月1日から新たに算定する場合や、算定する区分を変更する場合は、計画書とは別に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を令和7年4月1日までに提出してください。
- (4) 現在、令和6年度中に経過措置区分として算定可能だった介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(14)を取得している事業所については、この区分については令和7年度からは算定ができなくなるため、介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳのいずれかの区分に移行できるよう算定要件の確認及び実施をお願いします。
- (5) 今年度から介護保険事業費補助金(介護人材確保・職場環境改善等事業)と介護職員等処遇改善加算の計画書の様式が一体化しました。
介護保険事業費補助金は都道府県(福島県又は県が委託した機関)、介護職員等処遇改善加算は指定権者(郡山市)にそれぞれ提出する必要があります。詳細は計画書の「基本情報入力シート」をご確認ください。
- (6) (5)の介護保険事業費補助金については福島県で取りまとめる予定ですが、現時点では提出先の詳細や計画書以外に必要な書類等が未定です。
詳細が決まり次第、以下の福島県ホームページに公開されますのでご確認くださいませすようお願いいたします。 ※3月下旬～4月上旬頃に公開される予定です。

◆介護人材確保・職場環境改善等事業について

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/kaigosyokubakaizenn.html>

◆処遇改善加算及び補助金に関する一般的なお問合せや計画書への記載方法は以下にお問い合わせください。

厚生労働省コールセンター (TEL:050-3733-0222)

※受付時間:9時～18時(土日含む)

【事務担当】

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市保健福祉部介護保険課管理係 佐々木・小針
電話:024-924-3021
E-mail: kaigo-kanri@city.koriyama.lg.jp